明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕

○エネルギー対策特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令（内閣府・財務・文部科学・経済産業・環境一）　一

○年金特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令（内閣府・財務・厚生労働二）　二

〔省　令〕

○少年院法施行規則の一部を改正する省令（法務五三）　二

○少年鑑別所法施行規則の一部を改正する省令（同五四）　三

○国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に関する政令の施行に関する命令の一部を改正する省令（法務・財務一）　三

○証券ヲ以テスル歳入納付ニ関スル法律施行細則等の一部を改正する省令（財務七三）　三

○乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働一九四）　八

○食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（同一九五）　八

〔告　示〕

○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働三八〇、三八一）　八

〔公　告〕

諸事項

裁判所　破産、免責、再生関係　六一

特殊法人等　独立行政法人労働政策研究・研修機構令和元事業年度財務諸表、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　一〇

地方公共団体　行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、特定空家等関係　一七

会社その他　会社決算公告　二八

府令・省令

○内閣府、財務省、経済産業省、令第一号
○文部科学省、環境省

特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）を実施するため、エネルギー対策特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年十二月四日

内閣総理大臣　菅　義偉
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　萩生田光一
経済産業大臣　梶山　弘志
環境大臣　小泉進次郎

エネルギー対策特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令

エネルギー対策特別会計事務取扱規則（平成十九年財務省、経済産業省、文部科学省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

別紙第一号書式から別紙第五号書式までの書式中「㎡」を削る。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

○内閣府
○財務省
厚生労働省令第二号

特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）及び特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）を実施するため、年金特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年十二月四日

内閣総理大臣　菅　義偉
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久

年金特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令

年金特別会計事務取扱規則（平成二十七年内閣府、財務省、厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

別紙第一号書式から別紙第五号書式までの書式中「㎡」を削る。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。